

損失補償のあり方（検討メモ）

（１）課 題

総務省の「債務調整等に関する調査研究会」が、地方公共団体の財政規律を強化する観点から、第三セクター等の資金調達に関し地方公共団体が行う損失補償について、新たな仕組みを設けることが必要であるとしており、また、健全化法により、将来負担比率の算定上、損失補償に係る普通会計の負担見込額を算入することとなったことなどから、損失補償のあり方について検討する必要がある。

（２）現 状（これまでの取組み）

- 地方公共団体は、総務大臣の指定する法人を除き、債務保証契約をすることができない。（政府財政援助制限法第 3 条 ※個別法による例外：土地開発公社、地方道路公社）
一方、損失補償については、債務保証と区別され、禁止されないと解釈・運用されてきた。
- 個々の損失補償案件については、個別にその必要性等を判断し、債務負担行為の設定により議決を経ている。

（３）論 点

■損失補償のあり方

- 損失補償を行うかどうかの判断について、統一的な考え方が必要か。
- その場合、どのような観点が考えられるか。
（例．公共性、公益性、事業採算性、財務状況 など）

資 料

- ・ 債務保証及び損失補償の状況
- ・ 地方自治法質疑応答集 抜粋
- ・ 第三セクターに関する指針の概要等 抜粋
- ・ 健全化法と将来負担額について 抜粋
- ・ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 抜粋 等